

東大和市第三次基本構想

はじめに

私たちは、平成13年（2001年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その都市像の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。

この間、社会・経済情勢は大きく変化し、国際化の進展によって、諸外国における動向が地域社会にも影響を及ぼすようになりました。また、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化、新たな感染症の感染拡大など、想定を超える事態の発生を受けて、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。

このように、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。

そこで、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。

なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。

（注）私たち

東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。

第1章 基本構想の意義と役割

この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、私たちが一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。

- 1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。
- 2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価・改善し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。
- 3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。

第2章 基本構想の前提

1 目標年次

この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。

2 将来人口の見通し

市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。

この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。

3 基本構想の見直し

この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

第3章 まちづくりの基本姿勢

「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくに当たって守らなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。

1 市民生活の向上

まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを進めるに当たっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。

2 市民自治の確立

まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。

3 市民文化の発展

長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。

第4章 まちづくりの目標

「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。

1 都市像

東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。

そのためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうらおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが住みやすいと感じることができるまちづくりを進めることが重要です。

さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。

このことから、私たちが目指す将来の都市像を『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』と定めます。

2 基本目標

都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心のかよいあうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- 暮らしと産業が調和した活力あるまち

第5章 まちづくりの基本施策

「まちづくりの基本施策」は、「まちづくりの目標」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想をもとに積極的に対応していきます。

また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都などが実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。

1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、教育活動を推進し、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指していきます。

- (1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。

2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・福祉施策などを展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。

- (1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。
- (4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

3 安全・安心で利便性が高いまちづくり

大地震や風水害などの自然災害が発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、防災・減災施策を展開していきます。また、誰もが快適で住み続けたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安全・安心で利便性が高いまちの実現を目指していきます。

- (1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづく

りを進めていきます。

(3) 社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。

(4) 地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。

4 心豊かに暮らせるまちづくり

誰もが個性を尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様な考え方を認め合う地域社会の構築に取り組んでいきます。また、コミュニティ活動などを通じた市民同士のつながりや、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。

(1) 市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。

(2) 地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。

(3) 誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。

(5) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。

5 環境にやさしいまちづくり

誰もがうるおいのある環境の中で暮らすことができるよう、貴重な地域資源である水や緑などの自然を保全・活用・創出していきます。また、地球環境に配慮した資源循環型社会の構築などに取り組む、環境にやさしいまちの実現を目指していきます。

(1) 狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組む、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

(2) 市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組む、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。

(3) 良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。

6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした商工業や農業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきます。また、東大和の魅力を市内外に広めるための観光施策などを展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。

(1) 創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。

(2) 農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。

(3) 消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

(4) 地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。

第6章 基本構想を実現するために

この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。

そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。

1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。

2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。

3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、私たちが、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。